

平成20年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等専門委員会議事録

- 1 開催日時 平成20年9月22日(月) 16:00~18:00
- 2 開催場所 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥」
- 3 出席者
(委員)
立本英機会長、佐倉保夫委員、寺嶋均委員、羽染久委員、畑中恒夫委員、三澤正委員
(事務局)
産業廃棄物指導課 吉清課長、斎藤主幹、長谷川処理業係長、佐久間主任技師
(申請者)
フォーゲート株式会社 代表取締役 四関成人他3名
- 4 議題
 - (1) 委員長選出
 - (2) 職務代理者指名
 - (3) 会議の公開・非公開について
 - (4) 産業廃棄物最終処分場(安定型)の設置について
- 5 議事の概要
 - (1) 委員長選出
委員の推薦により、立本委員が委員長に選任された。
 - (2) 職務代理者指名
委員長の指名により、寺嶋委員が職務代理者に選任された。
 - (3) 会議の公開・非公開について
個人情報などを議論する場合のみ委員会を非公開とすることを議決し、原則として公開とすることと決定した。
 - (4) 産業廃棄物最終処分場(安定型)の設置について
フォーゲート株式会社の産業廃棄物最終処分場(安定型)設置申請に対する意見は継続審議することとなった。
- 6 会議経過
 - (1) 委員長の選出について

事務局：千葉市廃棄物処理施設設置等専門委員会設置要綱第5条第1項では、委員会は委員長を置き委員の互選によって、これを定めるものとなっていますので、これより委員長を選出していただきます。委員長に立候補する委員又は推薦したい委員がおりましたらお願いします。

委員：立本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：立本委員との推薦がありました。委員の皆様いかがでしょうか。

委員全員：異議なし。

事務局：それでは、立本委員に委員長をお願いしたいと思います。

立本委員：承諾します。

(2) 職務代理者指名

委員長：職務代理者として寺嶋委員を指名します。

寺嶋委員：承諾します。

(3) 会議の公開・非公開について

事務局：(資料千葉市情報公開条例にて説明)

委員長：原則、会議は公開となっているが、個人情報等を扱う場合など内容によっては非公開とする。また、議事録については委員名を伏せて公開するということでしょうか。

委員：会議については、公開が良いが、議事録については、意見を概要としていただきたい。

事務局：市の規定では、公開の会議は、議事録を公開し、非公開の会議は、議事要旨を公開することになっています。意見を概要にできるかは、情報公開担当課と協議して、回答します。

委員長：委員会からの要望としては、議事録の意見は概要としていただきたい。会議の方は原則公開で行います。本日、傍聴者はいますか。

事務局：今のところいません。

(4) 産業廃棄物最終処分場（安定型）の設置について

委員長：事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料1 産業廃棄物処理施設設置申請書にて説明)

委員長：申請者に簡単に説明をしていただきたいと思います。

申請者：(持参資料及び資料1 産業廃棄物処理施設設置申請書にて説明)

委員：構造図中の浸透水採取施設の深さというのは、最終的な深さということですか。

申請者：浸透水採取施設は3箇所あって、そのうちの1箇所が下から地表面までの通しのものとなります。あとの2箇所は廃棄物の各層ごとに設置するものになります。構造図は各層に設置するものの図面なので、深さが5メートルとなっています。

委員：浸透水採取施設はどのような構造ですか。

申請者：コンクリート製のヒューム管の穴の開いたものです。

事務局：廃棄物の層が8層ありますが各層に浸透水採取施設を設置するというところでよろしいですか。

申請者：各層ごとに2箇所ずつ設置します。下から地表面までの通しの浸透水採取施設はヒューム管を継ぎ足していきます。

委員：深い方の浸透水採取施設は深さ何メートルくらいになるのですか。

申請者：17から18メートルです。

委員：通しの浸透水採取施設は位置の変更はないということですね。各層に設置する浸透水採取施設の位置は変わりますか。

事務局：平面図中の浸透水採取施設の四角い枠の中で大まかに位置を変えます。その層の廃棄物に有害物質が入っているかどうか確認ができるような施設にします。

委員：できあがった後は、浸透水採取施設をどのようにするのですか。

事務局：できあがった後はそのまま埋めます。

申請者：最初から最後まで残るのは下から通しの浸透水採取施設1つです。

委員長：有害物質が入っていた場合、どれくらいの時間で、各層に設置した浸透水採取施設に出てくるのですか。

事務局：各層に設置した浸透水採取施設に異常があれば、すぐに搬入を止め、原因究明を行います。

申請者：廃棄物の受け入れを中止し、異常が見られた層の中で、原因究明を行います。

委員：浸透水採取施設周辺の状況は確認することができるが、それ以外は確認できないのではないですか。

申請者：地下水の流れの上流と下流を通しの浸透水採取施設とした方が良いでしょう。

委員：図面の左側の方は地形が下がっており、隣接の最終処分場が土手のようになっていますが、どのような地形になりますか。

申請者：一番底は平になります。

委員：埋立完了時の一番上の表面はどうなりますか。

申請者：現況と同様な形となります。

委員：図面と同様に左側が低くなる形でよいですか。

申請者：そうです。

委員：大きな地下水の流れの向き、地下15メートル付近に地下水があるというのはどのように把握されているのですか。

委員：生活環境影響調査の53ページに地下水位の図があります。

申請者：補足資料（地下水流向想定図）にて説明させていただきます。矢印の方向がちょうど沢地形となっています。八街の方からも沢に向か

って流れています。八街側の方が千葉市側より地下水が高い状況となっています。八街側からも千葉市側からもその沢の方に集まってくるので、矢印の方向が地下水の流れと考えています。

委員：図中の数値は何を表しているのですか。

申請者：地下水のTPです。

委員：隣接地に埋立て完了した処分場があるので、そちらの影響も出てくる可能性があると思われます。

委員：生活環境影響調査53ページとこの資料の地下水の流れの方向に違いがありますがなぜですか。

申請者：測定地点数の違いによります。

委員：この予測した地下水の流れの方向に監視井戸を設置していると考えて良いですか。

申請者：はい。上流の方から下流にかけて3カ所設置します。

委員：浸透水採取施設でしか廃棄物の状況を確認できない。

事務局：浸透水採取施設というのは、埋立てているときに万が一有害物質が入ってきたときに確認するもので、各層に設置します。本施設は、3地点で確認を行います。法律的には採取地点数の規定はありません。

委員：通常、安定型最終処分場はこのような形でやっているのですか。

事務局：そうです。安定型最終処分場は浸透水採取施設を設置しなければなりません。浸透水採取施設にて有害物質を確認したら、原因究明をしなければなりません。

委員長：もし安定5品目の中に有害物質が混入していて、後から水に接触したときに、有害物質が徐々に溶け出したら、時間差的にものはどのように確認するのか。

事務局：監視用井戸と通しの浸透水採取施設で確認します。

委員：地下水の流れからみて、この浸透水採取施設3つで足りるのですか。

委員：図中、上の浸透水採取施設は地下水の流れから推測するとあまり廃棄物に触れないところですね。

委員：比較をするために地下水の上流と下流の位置を選んでいるのですね。

委員：下流の位置はここで良いのですか。

事務局：地下水の下流井戸位置設定のときに一番下流に設置すると、隣の最終処分場の影響が万が一出てしまう可能性があるため、少し上流の位置としました。

委員：となりの最終処分場の影響も考えられます。本来はもっと広範囲に観測網をつくるのが望ましいが、敷地の外にまで求めるのは無理

ではないか。

委員：浸透水採取施設構造図の一番底に遮水シートとあるが、遮水シートは設置するのですか。

事務局：廃棄物に触れた雨水を集めるために敷きます。

委員：全面底部に張るのですか。

申請者：5メートル四方に張り真ん中に浸透水採取施設を設置します。

委員：地下水及び浸透水の検査を月1回とあるが、どれくらいの時期まで検査を行いますか。

申請者：埋立て開始から終了まで月1回、埋立終了後は三ヶ月に1回行います。

委員：埋立終了から廃止までは何年くらいかかりますか。

申請者：7年から10年位だと思います。BODとCODの値が基準値を達成するまでになります。

委員：金属くずは具体的にはどんなものが入るのですか。

申請者：解体の鉄筋などです。

委員：中間処理後のものはある程度破砕されているのですね。

申請者：15センチメートル以下に破砕された物になっています。

委員：石綿含有廃棄物もかなり細かくしてくるのですか。

申請者：中間処理を行わずに解体されたものをそのまま埋立します。

委員：品目ごとの埋立量の計画はどのように作ったのですか。

申請者：現在の収集運搬及び中間処理業者に聞取った割合から作成しました。

委員：計画と変更が生じて問題ないのですか。

事務局：基本的には品目ごとの量はマニフェストで確認をしていきます。埋立て可能な安定5品目の中で、きちんと量を把握していれば問題はありません。

委員長：生活環境影響評価2ページの事業計画の概要中の取扱う廃棄物の量と違って良いということですか。

事務局：このような事業計画でやっていくということで、正確な予測は不可能であると思います。

委員：今、実際に出ている廃棄物の割合が大体この程度ということですね。

申請者：そうです。

委員：廃棄物の品目ごとに分けて別の場所に埋立てするのですか。

申請者：分けて埋立てはしません。

事務局：石綿含有産業廃棄物については、場所を指定して埋立てます。

申請者：石綿含有産業廃棄物は、埋めた場所を記録して保管します。

委員：石綿含有産業廃棄物が含まれているというのはどのように確認する

のですか。

申請者：マニフェストで確認します。

委員：ビニール等に入って持ち込まれるのですか。

申請者：石綿含有廃棄物の収集運搬業の許可を持った業者のみ受け入れます。
また、埋立の際も、拡散防止のため散水などを行います。

委員：意見書を提出した人は事業計画地から300メートル以内の住民ですか。

事務局：300メートル以内に居住する人ではなく、緑区及び美浜区の方です。

委員長：意見書の内容について説明するときに、3つの浸透水採取施設で住民に理解してもらえるのですか。

委員：そんなに広い範囲ではないので、もっと細かくやれというのは無理な気がします。57ページの断面図、推定値地下水位が計画掘削面より下にあるのがよく解りません。52ページを見るとNo.2のところは13.2メートルに地下水面があります。そうすると本施設の底面はその地下水面より下になるが、そこまで掘れるのですか。もし、ウエルポイントを設置して、地下水くみ上げながら工事を行ったらゴルフ場側から水が流れてきます。そうなると、生活環境影響評価の項目の中で地下水は評価項目としていらなくなっていますが、水を上げるということは、周辺に影響がでます。水環境の周辺調査が不十分なため、周辺への影響が無いと理解できないところがあります。地下水に影響が出ないことについて、きちっとした評価が必要です。

申請者：地下水は生活環境影響評価の中は調査項目としています。想定している時期は、地形の改変される時期ということで、工事中ではなく、工事後となっています。ウエルポイント工法によって地下水位の低下が一部分で発生することは予測しています。地下水位の低下は狭い範囲に限定され、八街側には影響はないと予測評価しています。

委員長：そのことを住民に理解させるにはどうしますか。意見書内容の対応も考えなければならない。法の基準に適合しているということだけでは、これからは難しいのではないですか。この専門委員会の委員を納得させるようなものでなければ、住民も納得することができないでしょう。

申請者：既存の処分場においては、水質検査を実施することで、安心感を得ていた。水質検査を継続的に実施していくことで、周辺住民に安心していただくつもりです。

- 委員：もう一度はっきり聞きたい。地下水位より下に最終処分場の底面はなるのですか。
- 委員：地下水位はNo.2が高い。No.2は試掘用の井戸なので、自然の水位が出ていると考えられます。他の周辺の井戸は使用しているので揚水の効果で低くなっていることから、地下水面が処分場の底面より高くなっていると考えられ、工事中は地下水を汲み上げないと実施できないことが予測できます。たとえば影響を評価するためには、計算などをして説明をしていただけると安心・納得ができるのでは。
- 委員：59ページ生活環境影響調査が具体的な説明や対策が無く説得力がない。工事中に地下水が出てきたときの影響、対策や評価を明記すべき。
- 委員：周辺住民に説明すべきことは、有害物質による汚染がでるか、周辺の地下水位を下げた不便になるかということで、地下水が出てきて工事が不便になるかどうかは住民には関係ないが、そのために排水をすることになるとその影響については説明する必要がある。
- 申請者：処分場から5メートルほど先に排水用のマンホールあり、水が出た場合そこに流して良いとの許可を得ているので、そこに流す計画です。
- 委員：掘って穴が開いている状態で、雨が降った場合の表面流出はどのようになるのですか。
- 申請者：底面は水平で、雨水は場内で浸透させて処理します。
- 委員：構造図が分かりにくいです。地表面は左側に傾斜して最終的に仕上げるということで良いですね。
- 申請者：現地の出来高が一番上の線になり、ほぼ現況と一緒となります。一番上の覆土は1メートル、その下の廃棄物の層は2メートルで、その下は50センチメートルの覆土の層になります。
- 委員：2枚目以降の図面はどのようになっています。
- 委員：掘ったときの形状が良く伝わっていません。
- 事務局：縦断図は、平面図の左から右に切ったものです。横断図は、平面図の左側にN00番があって、そこから右へN01、N02と切ったものになっています。
- 委員：最初に全部この形に掘るのですか。
- 申請者：そうです。
- 委員：搬入路はどこかにつけるのですよね。
- 申請者：搬入路は平面図の中のここに作ります。最初に作った搬入路を最後まで使います。

委員 長：時間が無くなってきてしまいました。地下水はこの施設にとって大事なところで、審議にもう少し時間を要すると思いますので、現地と申請書を見ていただいた上で、問題点を抽出していただき、意見書を事務局へ送っていただきたいと思います。その意見書の内容を事務局と事業者で調整していただいて、次回の専門委員会において、回答・説明していただくことでよろしいでしょうか。

事務局：意見を書いていただく書式を配布します。回答については、10月1日までをお願いします。意見書の内容を事務局と事業者で調整し、次回の専門委員会において、回答・説明させていただきます。

事務局：次回は11月17日の14：00からこの会議室ということで、お願いします。以上をもちまして、平成20年度第1回千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会を終了させていただきます。

(以 上)